

さ文事課発第 65号
令和 3年 1月 5日

お客様各位

(公財) さいたま市文化振興事業団
事業課長 林 勇

「東京フィルハーモニー交響楽団年末特別演奏会 in さいたま」
チケットの払い戻しについて

新春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当事業団へのご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、ご来場に不安がある等の理由でキャンセルを希望された方には、当公演のチケット料金をご返金させていただきます。払い戻し方法等につきましては別紙をご参照ください。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

(公財) さいたま市文化振興事業団
さいたま市南区根岸1-7-1
電話：048-866-4600
(SaCLa インフォメーションセンター)
FAX：048-837-2572

チケットの払い戻しについて

◆ 払い戻しの対象となる事業

令和2年12月26日（土）にさいたま市文化センター大ホールで開催された「東京フィルハーモニー交響楽団 年末特別演奏会 in さいたま」のチケットが対象となります。
また、予約中で支払いが行われていないものについては必要な手続きはありません。
なお、チケットがないものについては返金致しかねますので予めご了承ください。

(1) 各施設にて購入（予約）されたチケット

SaCLa インフォメーションセンター、さいたま市文化センター、市民会館うらわ
市民会館おおみや、市民会館いわつき、プラザイースト、プラザウエスト
東大宮コミュニティセンター、西部文化センター、片柳コミュニティセンター

(2) 当事業団のホームページ、コンビニエンスストアにて購入されたチケット

(3) 当事業団から発行された郵便振替用紙により郵便局で支払い、簡易書留郵便にて受け取ったチケット

◆ 払い戻し方法について

【ご提出方法】

チケットと返金請求書を封入の上、下記送付先までご郵送ください。

〈送付先〉〒336-0024

さいたま市南区根岸1-7-1

公益財団法人さいたま市文化振興事業団

東京フィルハーモニー交響楽団年末特別演奏会 in さいたま

新型コロナウイルス返金担当 あて

【ご提出期限】 令和3年2月28日（日）必着

【払い戻し方法】

「公益財団法人さいたま市文化振興事業団」から、返金請求書に記載されたご指定の口座にお振り込みいたします。なお、振込手数料は当事業団で負担します。

◆ 払戻し期日について

返金請求書の郵便消印から起算して1か月以内にご指定の口座にお振込みいたします。

◆ その他

チケットを郵便振替用紙にて支払い、チケットを簡易書留郵便で受け取った方の振込時にお支払いいただいた郵送料や、コンビニエンスストア発券手数料等の返金はございませんので予めご了承ください。

◆ お問い合わせ

S a C L a (サクラ) インフォメーションセンター

TEL : 048-866-4600 (9:00~17:00 日月祝休)